

平成28年米子市議会3月定例会議案

平成28年2月29日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
9	功労者の表彰について	総務管財	功労者 36人
10	米子市組織条例の一部を改正する条例の制定について	行政経営	<p>本市における地方創生を推進するための体制を整備するとともに、組織体制の充実・効率化を図るため、既存の組織の見直しを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 「地方創生の推進に関する事項」を企画部の所掌事務として定めることとする。 市民環境部の名称を「市民人権部」に改め、総務部の所掌事務のうち「人権施策に関する事項」を市民人権部の所掌事務とすることとする。
11	専決処分について（和解について）	維持管理	<p>市道の管理に係る訴訟において、相手方（原告）から和解の申出があり、これを受け入れ、和解をするもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 処分年月日 平成28年2月17日 事件名 平成26年（ワ）第195号 損害賠償請求事件 係属裁判所 鳥取地方裁判所米子支部 相手方（原告） 米子市在住の個人 事件の概要 <p>本市とともに被告とされた個人（以下「相被告」という。）が、市道西福原6号線（以下「本件市道」という。）のアスファルト舗装がされていない部分のうち相被告の所有地に接する部分にブロックを設置したため、原告が、自宅への自動車の駐車に困難を来すことになり心労が蓄積した等により</p>

			<p>損害を受けたとして、本市及び相被告に賠償を求めて訴えを提起したもの</p> <p>6 和解条項の要旨</p> <p>1 米子市は、本件市道用地と相被告所有地との間の筆界に係る筆界特定手続の申請を行う。</p> <p>2 1の申請及び手続に係る費用は、原告の負担とする。</p> <p>3 原告は、米子市に対する請求及び本件市道上に相被告がブロック等を存置することによって生じる米子市に対する将来の請求権の一切を放棄する。</p> <p>4 米子市は、本件市道上において原告に生じる不便・不都合に関し、原告の相談に誠意を持って対応するよう努める義務があることを認める。</p> <p>5 原告及び米子市は、原告と米子市との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>6 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>																
1 2	米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法の規定に基づき、職員の給料表に定める職務の級について、その基準となる職務を定めようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>職員の給料表に定める職務の級について、その基準となる職務を定めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 1691 1460 2049"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>主任の職務</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>係長の職務</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td>課長の職務</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>次長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1 級	定型的な業務を行う職務	2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3 級	主任の職務	4 級	係長の職務	5 級	課長補佐の職務	6 級	課長の職務	7 級	次長の職務
職務の級	基準となる職務																		
1 級	定型的な業務を行う職務																		
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務																		
3 級	主任の職務																		
4 級	係長の職務																		
5 級	課長補佐の職務																		
6 級	課長の職務																		
7 級	次長の職務																		

			<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td> 1 部長の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務 </td> </tr> </table>	8級	1 部長の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務
8級	1 部長の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務				
13	米子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職員	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正により、市長が公表する人事行政の運営等に関する事項について整備が行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 任命権者が市長に報告しなければならない事項の見直しを行うこととする。 (1) 追加項目 ア 職員の人事評価の状況 イ 職員の退職管理の状況 (2) 削除項目 ア 職員数に関する状況 イ 職員の勤務成績の評定の状況		
14	米子市職員の退職管理に関する条例の制定について	職員	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法に基づき、職員の退職管理に関し、所要の事項を定めようとするもの 〔主な制定内容〕 1 その離職前5年より前に国の部課長級相当職に就いていた再就職者は、その職に就いていた時の職務に関し、離職後2年間、現職の職員への働き掛けをしてはならないこととする。 2 管理又は監督の地位にある職員であった者に対し、再就職に関する情報の届出を義務付けることとする。		
15	米子市職員の降給に関する条例の制定について	職員	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の降給に関し、所要の事項を定めようとするもの 〔主な制定内容〕		

			<ol style="list-style-type: none"> 1 「降給」の種類は、「降格」及び「降号」とすることとする。 2 「降格」及び「降号」を行う事由を定めることとする。 3 職員を降給させる場合の手続について定めることとする。
16	米子市原子力防災対策基金条例の制定について	防災安全	<p>島根原子力発電所に係る原子力防災対策を実施するために必要な費用に充てるため、県からの交付金を財源として原子力防災対策基金を設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力防災対策基金の設置に関する事項を定めることとする。 2 原子力防災対策基金の積立て及び管理に関する事項を定めることとする。 3 原子力防災対策基金の運用に関する事項を定めることとする。
17	米子市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	財政	<p>近年における公共事業等の用に供する土地の取得の状況及び土地開発基金の運用状況に鑑み、土地開発基金を廃止することとし、その設置及び管理について定める条例を廃止しようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <p>米子市土地開発基金条例を廃止することとする。</p>
18	米子市行政不服審査法施行条例の制定について	行政経営	<p>本年4月1日施行の改正行政不服審査法に基づき、審査請求に対する審理の手続等において提出された書面の写し等の交付に係る手数料の納付及び審査請求に関する調査審議機関の設置等に関し必要な事項を定めようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審理員による審理の手続における提出書面の写し等の交付に係る手数料の額及びその減免に関する事項を定めることとする。

			<p>2 米子市行政不服審査会の調査審議の手続における主張書面の写し等の交付に係る手数料の額及びその減免に関する事項を定めることとする。</p> <p>3 米子市行政不服審査会の設置並びにその組織及び運営に関する事項を定めることとする。</p>
19	地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付すべき手数料に関する条例の制定について	行政経営選挙管理委員会事務局	<p>地方自治法の規定による異議の申出等について準用する改正行政不服審査法に基づき、その審理の手続において提出された書面の写し等の交付に係る手数料の納付に関し必要な事項を定めようとするもの</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 地方自治法の規定による異議の申出等に係る審理の手続における提出書面の写し等の交付に係る手数料の額は、用紙1枚につき10円（カラーの場合は、20円）とすることとする。</p> <p>2 1の手数料の減免及びその減免を受ける場合の手続を定めることとする。</p>
20	公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第38条第4項の規定により納付すべき手数料に関する条例の制定について	行政経営選挙管理委員会事務局	<p>公職選挙法の規定による異議の申出について準用する改正行政不服審査法に基づき、その審理の手続において提出された書面の写し等の交付に係る手数料の納付に関し必要な事項を定めようとするもの</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 公職選挙法の規定による異議の申出に係る審理の手続における提出書面の写し等の交付に係る手数料の額は、用紙1枚につき10円（カラーの場合は、20円）とすることとする。</p> <p>2 1の手数料の減免及びその減免を受ける場合の手続を定めることとする。</p>
21	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	行政経営	<p>本年4月1日施行の改正行政不服審査法において、不服申立ての手続が審査請求に一元化されたこと等に伴い、本市の関係する条例について</p>

			<p>所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <p>次に掲げる条例について、改正行政不服審査法の施行に伴う所要の整備を行うこととする。</p> <p>(1) 米子市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>(2) 米子市情報公開条例</p> <p>(3) 米子市個人情報保護条例</p> <p>(4) 米子市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>(5) 米子市行政手続条例</p> <p>(6) 米子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(7) 米子市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(8) 米子市職員の退職手当の支給に関する条例</p> <p>(9) 米子市文化財保護条例</p> <p>(10) 米子市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例</p> <p>(11) 米子市消防団員等公務災害補償条例</p>
22	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市民税 固定資産税	<p>国において地方税分野における個人番号・法人番号の利用についての見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>個人住民税及び特別土地保有税の減免申請書には、個人番号の記載を必要としないこととする。</p>
23	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	収 税	<p>地方税法に基づく納税証明書の交付に係る手数料の徴収基準の見直しを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>納税証明書交付手数料（1件につき350円）の徴収の基準の見直しを行うこととする。</p> <p>〔現行〕 年度又は年ごとに1件</p> <p>〔見直し後〕</p>

			<p>(1) 納税額の表示がないもの 納税者ごとに1件</p> <p>(2) 納税額の表示があるもの</p> <p>ア 当該納税義務者について納税義務のある市税の税目の全てについて一括して証明するとき。納税義務者ごと及び年度ごとに1件</p> <p>イ 当該納税義務者について納税義務のある市税の税目について個別に証明するとき。納税義務者ごと、税目ごと及び年度ごとに1件</p>
24	米子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	市民相談	<p>不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律による改正後の消費者安全法の規定に基づき、本市が設置する消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <p>次に掲げる事項について定めることとする。</p> <p>(1) 消費生活センターの設置に係る公示に関すること。</p> <p>(2) 消費生活センターに置く職員に関すること。</p> <p>(3) 消費生活相談員の資格に関すること。</p> <p>(4) 消費生活相談員の人材及びその処遇の確保を図るための措置に関すること。</p> <p>(5) 消費生活センターの職員に対する研修の機会の確保に関すること。</p> <p>(6) 情報の管理に関すること。</p>
25	米子市印鑑条例及び米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市民行政経営	<p>個人番号カードを用いて全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により印鑑登録証明書、住民票の写し等の交付を受ける場合の手続及び手数料の額を定めようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p>

			<p>1 米子市印鑑条例</p> <p>個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを用いて、多機能端末機により、自らの印鑑登録証明書に限り、その交付を受けることができることとする。</p> <p>2 米子市手数料条例</p> <p>個人番号カードを用いて、多機能端末機により次の各号に掲げる書面の交付を受ける場合の手数料の額は、当該各号に定めるとおりとすることとする。</p> <p>(1) 租税その他の公課に関する証明書 1件につき250円（窓口：350円）</p> <p>(2) 戸籍の謄本又は抄本 1通につき350円（窓口：450円）</p> <p>(3) 住民票の写し 1通につき250円（窓口：350円）</p> <p>(4) 戸籍の附票の写し 1通につき250円（窓口：350円）</p> <p>(5) 印鑑登録証明書 1通につき250円（窓口：350円）</p>
26	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	<p>国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げ並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正が行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 基礎賦課額に係る賦課限度額（現行52万円）を54万円に引き上げることとする。</p> <p>2 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額（現行17万円）を19万円に引き上げることとする。</p> <p>3 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する基準について、これらの額の5割</p>

			<p>を軽減して保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額（現行26万円）を26万5,000円とし、これらの額の2割を軽減して保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額（現行47万円）を48万円とすることとする。</p>
27	<p>米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>長寿社会</p>	<p>認知症対応型通所介護について、地域との連携及び運営の透明性を確保するため、本市が定める指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（以下「認知症対応型通所介護事業者」と総称する。）は、その事業の提供に当たっては、利用者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、その評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望等を聴く機会を設けなければならないこととする。 2 認知症対応型通所介護事業者は、1の評価、要望等についての記録を作成し、当該記録を公表しなければならないこととする。 3 認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する1の評価、要望等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないこととする。
28	<p>米子市福祉サービス事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>長寿社会</p>	<p>平成28年度から通所型介護予防事業及び介護予防生活管理指導員派遣事業を介護保険法に基づく介護予防・生活支援サービス事業として実施することに伴い、これらの事業について徴収する手数料を廃止しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通所型介護予防事業について徴収する手数料（通所型介護予防サービス手数料：1

			<p>日当たり300円)を廃止することとする。</p> <p>2 介護予防生活管理指導員派遣事業について徴収する手数料(介護予防生活管理指導員派遣手数料:1時間当たり300円)を廃止することとする。</p>
29	米子市災害復旧及び災害予防事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	土 木	<p>急傾斜地崩壊対策事業の促進を図るため、急傾斜地崩壊対策事業について受益者から徴収する分担金を廃止しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>急傾斜地の崩壊対策として実施する次に掲げる事業について受益者から徴収する分担金を廃止することとする。</p> <p>(1) 単県小規模急傾斜地崩壊対策事業 (分担金総額:事業の内容に応じ、当該事業に要する費用の総額の100分の5、100分の2.5又は100分の1.25に相当する額)</p> <p>(2) 県が施行する急傾斜地崩壊対策事業(県の定めるところにより、市がその費用の一部を負担するものに限る。) (分担金総額:当該事業につき市が負担する額の100分の25に相当する額)</p>
30	米子市特定空家等対策審議会条例の制定について	建築指導	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に対する措置に関する事項を調査審議するための附属機関として、米子市特定空家等対策審議会を設置し、併せてその組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものです。</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議するための附属機関として、米子市特定空家等対策審議会を設置することとする。</p> <p>(1) 特定空家等の状態の改善に係る措置の命令に関する事項</p>

			<p>(2) (1)の命令に従わない場合における代執行に関する事項</p> <p>(3) その他特定空家等に対する措置に関する事項</p> <p>※特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等</p> <p>2 米子市特定空家等対策審議会の組織及び運営に関する事項を定めることとする。</p>
3 1	米子市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	建築指導	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期は条例で定めることとされたことに伴い、その任期を定めようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>1 米子市建築審査会の委員の任期は、2年とすることとする。</p> <p>2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>
3 2	米子市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	水道局	<p>本市の水道事業の基本計画における給水人口及び1日最大給水量を変更しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>本市の水道事業の基本計画における給水人口及び1日最大給水量を次のとおり変更することとする。</p> <p>(1) 給水人口 18万6,400人 (現計画：18万7,000人)</p> <p>(2) 1日最大給水量 7万4,500m³ (現計画：8万3,300m³)</p>
3 3	米子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道局	<p>市長から水道事業管理者に対する市営住宅の入居者が負担すべき水道の使用料の徴収に関する事務の委任を、平成27年度をもって終了するこ</p>

			<p>とに伴い、当該水道の使用料が納付されない場合等における給水の停止に関する規定について所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>水道事業管理者が管理する市営住宅の簡易専用水道施設により給水を受けている市営住宅の入居者がその負担すべき水道の使用料を納付しない場合等において、当該入居者に対する給水を停止することができるとする規定を削除することとする。</p>
34	財産の無償貸付け又は減額貸付けについて	観 光	<p>次のとおり財産を無償で、又は減額して貸し付けようとするもの</p> <p>財産の表示（所在地：米子市末広町309番）</p> <p>土地 11,373.29平方メートル</p> <p>簡易駐車場施設</p> <p>管理棟のうち、米子市の持分（9分の8）</p> <p>貸付料</p> <p>無償。ただし、財産の運用により収益が生じた場合は、その一部を貸付料として徴収する。</p> <p>貸付期間</p> <p>平成28年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>相手方</p> <p>米子市中町20番地</p> <p>一般財団法人米子市開発公社</p> <p>貸付けに係る主な条件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有料駐車場として使用すること。 (2) 駐車料金、営業時間等については、関係者において協議して決定すること。 (3) 文化ホール及びコンベンションセンターの利用者については、無料で利用することができるようにすること。 (4) 米子市は、有料駐車場の管理運営に関し一切の費用負担をしないこと。 (5) 有料駐車場の管理運営に関し収益が生

			じた場合は、米子市と協議して定める額を、貸付料として米子市に支払うこと。
35	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議について	情報政策	鳥取県と鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約を締結することについて協議をしようとするもの 〔主な協議内容〕 1 鳥取県及び米子市は、情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、県全域の他の市町村とともに「鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会」において定期的に協議を行う。 2 鳥取県及び米子市は、次に掲げる政策分野において役割を分担し、連携して事務を執行する。 (1) 情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進 (2) 情報システム運用上の安全性の確保 (3) 専門的知識が求められる I C T 業務に対応できる職員の育成 (4) その他（共通する課題に関する検討） 3 2の事務を処理するために要する経費は、鳥取県及び米子市が協議して定める。
36	市道の路線の認定について	維持管理	「王地2号線」ほか10路線を新たな市道として認定しようとするもの
37	市道の路線の廃止について	維持管理	市道「河岡1号線」を廃止しようとするもの
38	市道の路線の変更について	維持管理	市道「車尾日野橋熊党線」ほか3路線の起点又は終点を変更しようとするもの
39	平成27年度米子市一般会計補正予算（補正第5回）	財政	明細別紙
40	平成27年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第4回）	財政	明細別紙

4 1	平成27年度米子市土地取得事業特別会計補正予算（補正第1回）	財 政	明細別紙
4 2	平成27年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
4 3	平成27年度米子市農業集落排水事業特別会計補正予算（補正第4回）	財 政	明細別紙
4 4	平成27年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第4回）	財 政	明細別紙
4 5	平成27年度米子市水道事業会計補正予算（補正第1回）	水 道 局	明細別紙
4 6	平成28年度米子市一般会計予算	財 政	明細別紙
4 7	平成28年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
4 8	平成28年度米子市住宅資金貸付事業特別会計予算	財 政	明細別紙
4 9	平成28年度米子市土地取得事業特別会計予算	財 政	明細別紙
5 0	平成28年度米子市下水道事業特別会計予算	財 政	明細別紙
5 1	平成28年度米子市駐車場事業特別会計予算	財 政	明細別紙
5 2	平成28年度米子市農業集落排水事業特別会計予算	財 政	明細別紙
5 3	平成28年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財 政	明細別紙
5 4	平成28年度米子市介護保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙

55	平成28年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財 政	明細別紙
56	平成28年度米子市水道事業会計予算	水 道 局	明細別紙
57	平成28年度米子市工業用水道事業会計予算	水 道 局	明細別紙
報告1	議会の委任による専決処分について（法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	行政経営	<p>法律等の一部改正に伴い、本市の条例において引用する当該法律等の条項の番号の改正を行ったもの</p> <p>処分年月日 平成28年1月21日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p> <p>(1) 米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(2) 米子市中心身障害児福祉手当支給条例</p> <p>(3) 米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例</p>
報告2	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	障がい者支援	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成28年1月15日</p> <p>損害賠償額 2万8,080円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成27年12月11日、地域精神保健業務による訪問支援のため、福祉保健部所属の軽貨物自動車で当該訪問支援の対象者の自宅を訪れた後、当該軽貨物自動車です道淀江下道線を走行し、同市道と市道本町中央線との交差点に至り、当該交差点を右折しようとしたところ、当該軽貨物自動車の屋根にスピーカーを設置するための設備が相手方所有の家屋の軒に設置されていた雨どいに接触し、当該雨どいの一部を損傷させたもの。人身事故なし。</p>

(追加予定議案)

	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築指導	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定に係る事務について徴収する手数料の額を定めるもの
	教育委員会委員の任命について	職員	任期満了による 1人
	公平委員会委員の選任について	職員	任期満了による 1人